

平成24年4月16日

電気化学工業株式会社

職務発明制度の見直し

—保護対象にノウハウを追加—

当社は、職務発明の取り扱いを「発明考案取扱規定」として昭和2年に定めて以来、幾多の改正を行いながら、経営に寄与する発明の促進を図っております。

平成17年の特許法改正の際には、製品の税前利益に応じた実績補償制度を新設しました。特許製品によって得た利益に基づき、年度ごとに発明者に対する実績補償金を算定しております。

平成23年度より「発明考案取扱規定」の保護対象に、「ノウハウ発明」を追加いたしました。発明の中には、特許権を得たとしても権利行使が難しく、ノウハウとして社内で管理した方がよいものがあります。このノウハウを完成させた社員に対しても、特許発明と同等に補償金を支払うことを目的としています。

制度の運用を開始したところ複数の申請があり、数件の発明をノウハウ発明として認定しております。

開発技術の適切な保護と一層の強い知的財産網の構築を図り、経営に資するための知財運営を推進し、創立100周年に向けた全社運動「DENKA100」の目標達成を目指してまいります。

以上